

鳥取県告示第 1049 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が 20 トン以上 100 トン未満であるものをいう。以下同じ。）
鳥取網代加入区	沖合底びき網漁業
	小型いか釣り漁業及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）